

# 志摩市風力発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン

志摩市景観計画では、風力発電施設の設置に関して景観形成基準を定めています。

このガイドラインは、風力発電施設に関する景観形成基準に適合しつつ、より良好な景観の形成に配慮していただくため、具体的に配慮すべき事項を取りまとめたものです。

ガイドラインの構成は次の通りです。

「○」印がある地区について「具体的に配慮すべき事項」が適用されることを示します。

**基本**: 基本的基準(以下の全てのゾーン・地区に適用されます。)

**山地・里山**: 山地・里山ゾーンに適用される基準

**里海・熊野**: 里海・熊野灘沿岸ゾーンに適用される基準

**市街地**: 市街地ゾーンに適用される基準

**沿道(内陸)**: 沿道ゾーン(内陸型)に適用される基準

**沿道(沿岸)**: 沿道ゾーン(沿岸型)に適用される基準

**横山展望台**: 横山展望台眺望保全地区に適用される基準

**桐垣展望台**: 桐垣展望台眺望保全地区に適用される基準

※各ゾーン、地区については、次頁図参照

景観形成基準に記載の番号(【A17-1】など)は、志摩市景観計画・景観形成基準解説書に記載の番号を示します。

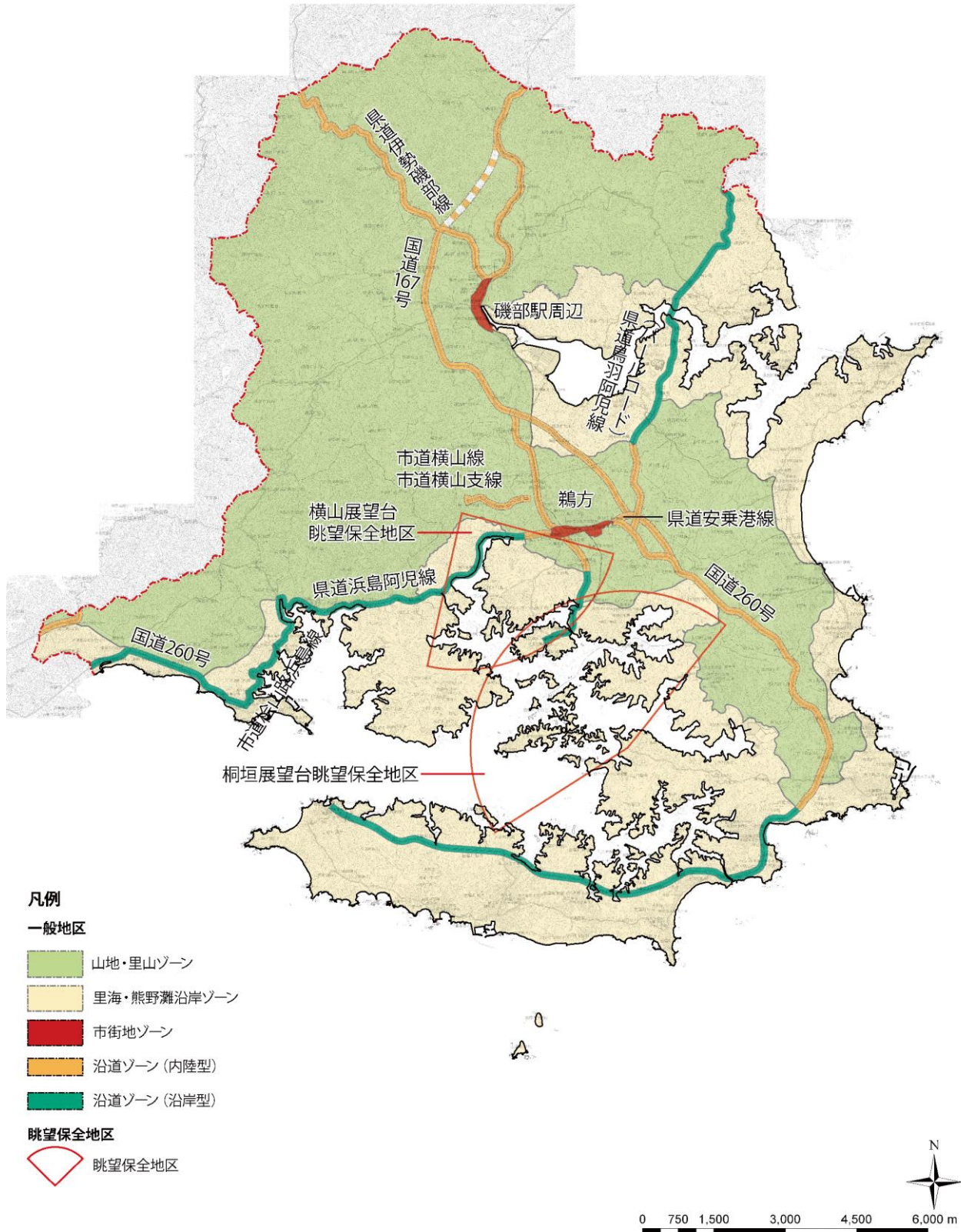
景観形成基準	具体的に配慮すべき事項	適用地区						
		共通	山地・里山	里海・熊野	市街地	沿道(内陸)	沿道(沿岸)	横山展望台
(1) 規模等 【A17-1】 規模はできる限り小さくし、尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等においては、スカイラインやその他の眺望に対して過大でない規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電施設の規模はできる限り小さくし、周辺の景観から突出しないよう配慮する。</li> <li>尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等に設置する場合は、設置場所や規模を工夫し、スカイラインやその他の眺望に対して過大とならないようにする。</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○

志摩市景観計画に規定する景観形成基準を記載しています。

各景観形成基準に対して、良好な景観形成のため、具体的に配慮すべきチェック項目を記載しています。解説書に記載のイメージも参考にいただきながら、当該行為について具体的配慮をお願いします。

※「(3) 形態・意匠」「(5) その他」については、景観形成基準を定めていませんが、「具体的に配慮すべき事項」に沿って、できる限り景観への影響を回避・低減するための工夫や対策を講じる必要があります。

図 景観計画区域



※沿道ゾーン（内陸型）破線区間（国道167号磯部バイパス）については、道路整備に伴い沿道ゾーン（内陸型）に指定する。

出典：2006 三重県共有デジタル地図(数値地形図2500(道路縁1000))三重県市町総合事務組合

表 風力発電施設の設置に関して具体的に配慮すべき事項

景観形成基準	具体的に配慮すべき事項	基本	山地・里山	里海・熊野	市街地	沿道（内陸）	沿道（沿岸）	横山展望台	桐垣展望台
<b>(1) 規模等</b>									
<b>【A17-1】</b> 規模はできる限り小さくし、尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等においては、スカイラインやその他の眺望に対して過大でない規模とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電施設の規模はできる限り小さくし、周辺の景観から突出しないよう配慮する。</li> <li>尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等に設置する場合は、設置場所や規模を工夫し、スカイラインやその他の眺望に対して過大とならないようにする。</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>(2) 配置、緑化等</b>									
<b>【A17-2】</b> 地形、植生等の地物を活かし、風力発電施設が目立たない位置に配置すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数基の風車を設置する場合は、雑然とした印象を与えないように整然と配置する。</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>【A17-2】</b> 風力発電施設を複数設置する場合は、立地等の状況に応じて整然と配置すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の地形や植生等の地物により風力発電施設が公共空間から目立たなくなるよう、行為地の選定や設置位置を工夫する。</li> <li>眺望景観を阻害する場所(尾根線上・丘陵地・高台・海岸線沿い等)での設置は出来る限り避ける。</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>【G8-1】【H8-1】</b> 視点場から見た場合に、英虞湾への眺望景観を遮らないように配置の工夫をすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>誇れる視点場から英虞湾への眺望景観を遮らないよう、尾根線上や海岸沿い等への設置はできる限り避ける。</li> </ul>		○	○				○	○
<b>(3) 形態・意匠</b>									
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和するよう形態等に配慮すること。</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>(4) 色彩、素材</b>									
<b>【A17-3】</b> 目立たない色彩(溶融亜鉛めっき及び低光沢処理(リン酸塩処理)を施し、外装色がつやのないグレー(N4.5程度))や反射の少ない素材を採用するなど、景観に配慮したものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電施設の色彩は、溶融亜鉛めっき及び低光沢処理(リン酸塩処理)を施し、外装色がつやのないグレー(N4.5程度)となるようにする(メンテナンスも含む)。</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>【A17-3】</b> 附属建築物及び附属	<ul style="list-style-type: none"> <li>反射の少ない素材を採用するなど、景観に配慮したものとする。</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	○

景観形成基準	具体的に配慮すべき事項	基本	山地・里山	里海・熊野	市街地	沿道（内陸）	沿道（沿岸）	横山展望台	桐垣展望台
設備は、周囲の景観と調和した色彩及び素材とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>附属建築物及び附属設備は、周囲の景観と調和した色彩及び素材とする（メンテナンスも含む）。なお、ナセル及びブレードについては、色の変更が不可能である旨のデータ（試験結果等）の提出により合理的な理由が認められる場合を除いて、工作物の表面処理に係る色彩と同等の色彩で外観を統一する。</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>(5) その他</b>									
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観重要建造物や景観重要樹木、指定文化財（建造物、史跡名勝、天然記念物に限る）近傍（概ね当該物件から半径100メートル以内）では、地上型風力発電施設の設置を避けること。</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○	○